

18 監査公表第 10 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，監査結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 5 月 11 日

福岡市監査委員	浜田一雄
同	鬼塚敏満
同	竹本忠弘
同	福田健

〔 監査結果に対する措置通知文 〕

総行第 751 号
平成 18 年 3 月 15 日

福岡市監査委員	浜田一雄	田塚敏満	様
同	鬼塚忠弘	様	様
同	竹本	様	様
同	福田	様	様

福岡市長 山崎 広太郎

出資団体及び財政援助団体の監査結果に関する措置について（通知）

出資及び財政援助の監査について，監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

17 監査公表第 4 号（平成 17 年 5 月 16 日付 福岡市公報第 5259 号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・17 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

1 出資団体監査

(1) 財団法人福岡市スポーツ振興事業団

監査の結果	措置の状況
<p>ア 会計経理事務について注意を求めるもの</p> <p>公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い、適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら、各体育館等で実施されている有料スポーツ教室の傷害保険料については、各施設で参加者から受領した際に預り金として会計処理を行わなければならないが、会計処理を行っていないかった。</p> <p>今後、会計経理事務については十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(事業課)</p>	<p>参加料の取り扱いについては、公益法人会計基準に則った会計処理を行うよう、団体に要請した。</p> <p>なお、団体においては、有料スポーツ教室の参加料は、傷害保険料相当分も含んで設定しているため、指摘の趣旨を受け、傷害保険料相当分は預り金としてではなく、事業収入として会計処理を行うよう、改められたところである。</p>
<p>イ 決算事務について注意を求めるもの</p> <p>経理規則によると、耐用年数が1年以上で取得価格が10万円以上の資産については、固定資産として計上しなければならない。しかしながら、平成15年度の決算事務において、固定資産を計算書類に計上していない事例が認められた。固定資産の保有状況を調査するとともに、決算事務における固定資産の計上については、経理規則に則り適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p>固定資産の取扱いについては、会計規則に則り適正な事務処理を行うよう団体に対し要請し、団体においては各所属に改めて資産購入時の適切な会計処理について、指導が行われた。</p> <p>なお、調査の結果指摘があった資産を含め、購入価格が10万円以上の物品についてはすべて、市と団体との確認事項により、市が保有し団体に貸与すべき取り扱いのものであったため、団体においては市への寄付とするとともに、市は団体に貸与する手続きを行った。</p>

ウ 物品購入計画に係る業者選定について注意を求めるもの

経理規則によると、契約事務については、福岡市契約事務規則等を準用するものと定められており、業者の選定においては、業者選定伺いにより決裁を受けなければならない。しかしながら、物品購入等契約事務において、業者選定伺及び同決裁がないまま業者から見積書を徴していた。

今後、物品購入契約に係る業者選定に当たっては、関係規則等に基づき適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。
(各所属共通)

物品購入等契約については、経理規則に従った事務処理を徹底するよう、団体に対し指導を行った。

なお、指摘後、物品購入等契約に係る業者選定に当たっては、業者選定伺の決裁を取り、業者から見積書を徴するよう是正措置が行われた。

エ 委託契約事務について注意を求めるもの

事業活動により生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。しかしながら、「福岡市立早良体育館管理運営業務の一部委託」において、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が含まれているにもかかわらず、次のような事例が見受けられた。

今後、産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(ア) 産業廃棄物の処分等については、収集運搬及び処分の許可業者とそれぞれ直接、書面で委託契約を締結しな

産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務にあたっては、関係法令等に則り適正に処理が行われるよう、団体に対して指導を行った。

なお、指摘の産業廃棄物の処分等に係る委託業務については、平成17年度から汚水槽等の清掃業務を分離し、産業廃棄物の収集運搬及び処分の許可業者と直接契約を行うとともに、関係法令に従い、廃棄物が適正に処理されたことの確認についても明確に規定された。

<p>ければならないが、当該許可業者との契約となっていなかった。また、契約書に産業廃棄物処分に係る必要事項が明記されていなかった。</p> <p>(イ) 産業廃棄物が適正に処理されたことの確認がなされていなかった。</p> <p>(ウ) 当該委託業務の設計に、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が積算されていなかった。</p> <p>(早良体育館)</p>	
<p>オ 委託の契約方法について検討を求めるもの</p> <p>委託契約事務については、経済的かつ効率的な方法により行われる必要がある。しかしながら、福岡市からの受託業務である B G M 及び案内放送用テープ制作業務については、内容がほぼ同一であるにもかかわらず、毎年各体育館において個々に制作委託が行われていた。関係局とも協議を行い、経済性、効率性を踏まえた契約方法について検討されたい。</p> <p>(体育館共通)</p>	<p>団体に対し、委託契約事務については、経済的かつ効率的な方法により行われるよう要請を行った。</p> <p>なお、指摘の B G M 及び案内放送用テープ制作業務については、平成 17 年度より体育館運営課において一括して 7 施設分の契約を行うよう是正された。</p>

(2) 財団法人福岡市体育協会

監査の結果	措置の状況
<p>ア 予算管理について注意を求めるもの</p> <p>公益法人の収入及び支出は予算に基づいて適正に行わなければならない。また、理事会は、法人としての意思を決定する重要な場であり、収支予算の変更を行う場合の手続きについては、寄附行為に理事会の議決事項と</p>	<p>体育協会における流用等の手続きについては、体育協会に対し、経理規定に則った事務処理を行うように指導した。</p> <p>なお、平成 16 年度の補正予算については、経理規定第 30 条に基づいて、理事会の承認を得ている。</p> <p>平成 17 年度については適切な流用手続きを</p>

<p>して規定されている。しかしながら、予算管理においては、流用等の手続きを行わずに予算額を超えた支出を行い、年度末に補正により予算調整を行っていた。さらに予算補正後においても補正予算を超えた支出を行っていた。</p> <p>今後、予算管理については十分注意されたい。</p>	<p>行うこととした。</p>
<p>イ 会計経理事務について注意を求めるもの</p> <p>公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら、スポーツリーダーバンク事業の登録料について、日々の会計処理が適正に行われていなかった。このため、決算時における計算書類の現金預金と通帳残高が一致しておらず、決算が正しく行われていなかった。</p> <p>今後、会計経理事務については十分注意されたい。</p>	<p>体育協会におけるスポーツリーダーバンク事業の登録料については、体育協会に対し、公益法人会計基準に則った事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、平成 17 年度よりリーダーバンク事業の登録受付を 4 月以降に開始し、登録料についても前年度に受け入れないよう改善された。</p>
<p>ウ 補助金交付事務について注意を求めるもの</p> <p>財団法人福岡市体育協会補助金等の交付については、財団法人福岡市体育協会補助金等交付要綱及び補助金等申請事務の手引きに基づき行うよう規定されている。しかしながら、前回平成 11 年度の監査において、補助金交付申請書が事業実施後に提出されているものや、実績報告書が同協会の定める期限を越えて提出されていたことについて指摘を受けていたが、今回の監査においても、平成 15 年度県民体育大会予選会等実施事業補助金について同様の不適切な</p>	<p>体育協会における補助金の申請・報告時期については、体育協会に対し体育協会補助金交付要綱に則って事務処理を行うよう指導した。</p> <p>なお、補助金の申請・報告時期については、毎年 7 月と 1 月に体育協会が加盟団体事務担当者説明会を実施し、補助金等申請事務について説明しており、平成 17 年度も 7 月に実施し、本協会補助金等交付要綱を遵守するよう指導の徹底を図った。</p> <p>それとともに、適切な事務処理を行うよう事務局職員に対する研修を行い、本協会補助金等交付要綱の周知徹底を図った。</p>

<p>事務処理を行っていた。</p> <p>今後、補助金等交付事務については、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p>	
<p>エ 契約事務について注意を求めるもの</p> <p>検査は契約の内容に適合した適正な履行を確保するための重要な手段である。しかしながら、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするために必要な検査が行われたかどうか確認できる書類がないまま、支出事務を行っていた。</p> <p>今後、契約事務については適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p>	<p>体育協会における検査の完了確認については、体育協会に対し契約事務を適正に行うよう指導した。</p> <p>なお、契約事務については、事務局職員の研修を行い、支出事務を行う際に検査の完了が確認できる書類を添付するよう事務処理の改善を行った。</p>

(3) 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団

監査の結果	措置の状況
<p>イ 委託契約事務について注意を求めるもの</p> <p>委託契約の設計書は当該業務に必要な経費を算定するための資料となるものであるとともに、契約予定額が適正であるかどうかを判断する基礎となる設計金額を算定するものであり、適正な数量、単価により作成する必要がある。しかしながら、「平成 16 年度清掃等業務委託」については、同一の作業内容にもかかわらず、施設により異なった単価により設計が行われていた。</p> <p>今後、委託契約事務については十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p>福岡市社会福祉事業団における施設清掃業務の単価について、施設毎に異なった単価設計ではなく統一した単価設計を検討するよう文書により要請した。</p> <p>なお、福岡市社会福祉事業団においては、指摘を受けて単価設計の見直しを図り、18 年度契約分から統一した単価設計を行い契約することとした。</p>

(4) 社団法人福岡市雇用促進協会

監査の結果	措置の状況
<p data-bbox="209 219 794 304">公益法人の資産の総額につき変更登記を行うよう求めるもの</p> <p data-bbox="209 383 799 786">公益法人は登記すべき事項に変更が生じたとき所定の期間内に変更登記を行わなければならない。登記すべき事項のうち資産の総額は、すべての資産金額からすべての負債金額を控除した差額、すなわち純資産額を登記すべきである。しかしながら、純資産額と異なった金額が登記されており、変更登記が行われていなかった。</p> <p data-bbox="209 808 799 893">今後、登記事項の変更については、関係法令等に則り遅滞なく行われたい。</p>	<p data-bbox="831 219 1422 304">今後、登記事項の変更については、関係法令に則り遅滞なく行うよう要請した。</p> <p data-bbox="831 327 1430 517">なお、指摘事項の資産総額の登記変更については、平成 17 年 6 月 10 日に、平成 17 年度の当協会の役員の変更登記とあわせて実施された。</p>

(5) 財団法人福岡船員厚生会館

監査の結果	措置の状況
<p data-bbox="209 1189 794 1223">予算執行事務について注意を求めるもの。</p> <p data-bbox="209 1290 799 1592">予算を執行するに当たっては、理事会によって議決された予算に従って行わなければならない。また、緊急止むをえない事情が生じた場合においても、理事長の専決処分を得た後に、次回の理事会に報告し、承認を求める必要がある。</p> <p data-bbox="209 1615 799 1917">しかしながら、平成 15 年度中に、消防用設備増設工事を実施するため、緊急止むをえない事情として会館施設修繕積立預金を取り崩して支出していたが、理事長の専決事項であるにもかかわらず常務理事決裁で処理されていた。また、理事会への報告もなされていなかった。</p> <p data-bbox="209 1939 791 2018">今後は、「福岡船員厚生会館運営管理規則」に則り適正な事務処理をされたい。</p>	<p data-bbox="831 1189 1430 1323">指摘事項について「福岡船員厚生会館運営管理規則」に則り適正な事務処理を行うよう指示した。</p> <p data-bbox="831 1346 1430 1704">この指示に基づき、(財)福岡船員厚生会館においては、指摘事項についてただちに理事長が決裁を行い、また、平成 17 年度第 2 回理事会において、平成 15 年度において消防用設備増設工事を実施するため、緊急止むをえず会館施設修繕積立預金を取り崩す理事長の専決処分を行ったことを報告し、承認を得た。</p>

(6) 福岡市住宅供給公社

監査の結果	措置の状況
<p>(事務監査)</p> <p>物品購入契約に係る業者選定について注意を求めるもの</p> <p>会計規程によると、物品の購入等に関する契約については、福岡市契約事務規則の例によると定められており、業者の選定においては業者選定伺により決裁を受けなければならない。しかしながら、物品購入等契約事務において、業者選定伺及び同決裁がないまま業者から見積書を徴していた。</p> <p>今後、物品購入契約に係る業者選定に当たっては、関係規程等に基づき適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p>	<p>福岡市住宅供給公社における物品購入契約に係る業者選定については、会計規則に則り、業者選定伺及び同決裁に基づき業者から見積書を徴収することを要請した。</p> <p>これを受けて、同公社においては、物品購入契約に係る業者選定について、会計規程に則り、業者選定伺及び同決裁に基づき業者から見積書を徴するよう、所属職員に対し口頭による周知が行われた。</p>
<p>(工事監査)</p> <p>設計積算について注意を求めるもの</p> <p>平成 16 年度「市営住宅量水器改修工事（上水）その 5」</p> <p>(契約金額 1,144 万 5,000 円)</p> <p>本工事は、計量法に基づき有効期間が満了した量水器を取り替えるものである。</p> <p>撤去された量水器はスクラップ処理されていたが、資源の有効活用とコスト縮減を勘案し、量水器のリサイクルを検討されたい。</p> <p>(保全課)</p>	<p>福岡市住宅供給公社における、撤去された量水器のスクラップ処理について、資源の有効活用とコスト縮減を勘案し、量水器のリサイクルについて同公社に対し検討を要請した。</p> <p>これを受けて、同公社においては、量水器のリサイクルとして、有効期間満了に伴い取り替えた分を水道局のリサイクルルートに乗せる方法について、福岡市建築局及び水道局と協議した結果、平成 17・18 年度発注分はリサイクルができる環境が整うまで倉庫に保管し、水道局の受け入れ態勢が整う平成 19 年度からリサイクルを実施することで合意が行われた。</p>

(7) 監査委員意見

意見	措置の状況
2 市民総合スポーツ大会実行委員会に係る予算の適正な執行を求めるもの	体育協会に、固定資産台帳の整備、適正管理を行うよう指導した。

市民総合スポーツ大会実行委員会については、財団法人福岡市体育協会が事務局となり、福岡市からの負担金等で運営されている。大会事業は、負担金の交付目的に応じ、事業計画書、予算書等に基づき適正に執行しなければならない。しかしながら、予算の執行において、印刷消耗品費等で固定資産の購入を行っている事例が見受けられた。

財団法人福岡市体育協会においては、実行委員会に係る予算について適正に執行されたい。また、主管課が、実行委員会に係る予算執行に関し適切な指導監督を行うとともに、当該物品の帰属を明確にし、適正な管理を行うよう求めるものである。

なお、実行委員会予算で購入した固定資産については、実行委員会としての台帳を整備し、適切に管理を行うよう改善した。今後は、適正な予算執行及び財産管理に努めていく。